（削る）	（削る）
六　しいら	富山県及び高知県
（削る）	（削る）
七～九　（略）	（略）
十　はたはた	秋田県、石川県、兵庫県及び鳥取県
十一　ほや	北海道及び宮城県

三　さめ	北海道、青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県及び鹿児島県
四　しいら	高知県、長崎県及び熊本県
五　たらうお	和歌山県、愛媛県、長崎県及び大分県
六～八　（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省
国土交通省
経済産業省告示第一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。 一　［略］ 二　風力発電装置（風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。以下同じ。） 三～十　［略］ ２～４　［略］ ５　法第２条第３項第５号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～四　［略］ 五　風力発電装置に接続する周波数変動制御装置（系統周波数が上昇又は低下した場合に、あらかじめ設定した範囲内に発電出力を自動制御し、系統周波数の回復及び維持に寄与する運転を行う装置をいう。）	1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。 一　［略］ 二　風力発電装置（風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。） 三～十　［略］ ２～４　［略］ ５　法第２条第３項第５号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。 一～四　［略］ ［新設］
六　風力発電装置に接続する発電出力制御装置（複数の風力発電装置から構成される風力発電所が接続する送配電系統の連系点における発電出力を制御するため、系統側及び風力発電所側の監視及び制御を行う装置をいう。）	［新設］
七　風力発電装置に接続する異常検出装置（風力発電装置の主要装置（ブレード、主軸受、増速機、発電機等をいう。）に取り付けた測定用センサによりデータの収集を遠隔で行い、その収集されたデータを基に部品の異常を検出する装置をいう。）	［新設］
八　風力発電装置に接続する遠隔出力制御装置（電気事業者からの求めに応じ、遠隔で出力の抑制を行う装置をいう。）	［新設］
九　定置用蓄電設備（１の第１号、第２号、第４号、第５号又は第９号に掲げる機器、装置又は設備に接続するものであって、据置式のものに限る。）	［新設］
十　電線路（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第一条第一項第八号に規定する電線路をいい、１の第１号、第２号、第４号、第５号又は第９号に掲げる機器、装置若しくは設備のいずれか又はその附属設備（前号に掲げる定置用蓄電設備を含む。）と電気的に接続するものに限る。）	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。